

別表 1 の 1 地域密着型サービス等整備等助成事業について

第 1 補助対象事業	第 2 対象施設等	第 3 補助対象経費
1 地域密着型サービス等整備助成事業 民間事業者が第 2 欄に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業（施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。選定にあたっては、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が①貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること、②賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、③賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められることについて、いずれも満たしていることを条件とする。）に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業。ただし、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。 また、第 2 欄（1）から（16）に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行う。 なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。	（1）地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） （2）小規模（定員 29 人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） （3）小規模（定員 29 人以下）の介護医療院 （4）小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム） （5）小規模（定員 29 人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） （6）都市型軽費老人ホーム （7）認知症高齢者グループホーム （8）小規模多機能型居宅介護事業所 （9）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 （10）看護小規模多機能型居宅介護事業所 （11）認知症対応型デイサービスセンター （12）介護予防拠点（介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス B・C や、多様な通いの場を整備する場合を含む。） （13）地域包括支援センター （14）生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 83 号）附則第 4 条の適用をうける場合を含む。）以下同じ。） （15）虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ （16）介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

	(17) 小規模（定員 29 人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム（老人福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。））	
2 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、第 2 欄の（1）から（5）に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る 1 年から 4 年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	（1）広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム （2）広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設 （3）広域型（定員 30 人以上）の介護医療院 （4）広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム （5）広域型（定員 30 人以上）の軽費老人ホーム	広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

3 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。 なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。 また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	（1）広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 （2）広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設 （3）広域型（定員30人以上）の介護医療院 （4）広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム （5）広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。） （6）広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
4 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 （1）対象区域 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。 ア 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域	（1）広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 （2）広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設 （3）広域型（定員30人以上）の介護医療院 （4）広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム （5）広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。） （6）広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

イ 浸水想定区域等 浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。 (ア) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域 (イ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域 (ウ) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域 (2) 対象事業 災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。 なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。 ア 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に	者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。	のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	--	--

指定されている場合 イ 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合 (3) 整備内容 災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。 ア 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。 イ 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。 ウ 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。 エ 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。		
--	--	--

オ 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。 (注) 県から事業者への直接補助事業とする。		
5 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 (1) 事業の目的 移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、都道府県等が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率的かつ計画的な整備を図ることを目的とする。 (2) 用語の定義 この5において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 大都市 次に掲げるものをいう。 (ア) 指定都市及び中核市並びに特別区 (イ) 人口二十万以上の市であって、知事が特に必要と認めた地域 イ 介護施設等 第2欄のaに掲げる施設又は事業所等であって、知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。 ウ 都道府県等 都道府県並びに市町村及び特別区をいう。 エ 公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。 オ 建替え等	a (介護施設等) (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業を行うもの (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号、同条第3項第4号及び第10号に規定する事業を行うもの (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム (4) 1（地域密着型サービス等整備助成事業）の第2欄に掲げる介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの	b (代替施設) (1) 都道府県等が所有する建築物であって、公有地に定着するもの (2) 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は都道府県等が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

老朽化した介護施設等の整備であつて、次に掲げるもの (ア) 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの(当該介護施設等に移転する場合を除く。) (イ) 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等(躯体工事に及ぶかは問わない。)であつて、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると知事が認めるもの カ 代替施設 第2欄のbに掲げる要件のいずれにも該当するもの (3) 事業の対象 本事業の対象は、次に掲げる事業とする。 ア 都道府県が代替施設を整備(既存の建築物の改修(現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。))及び新たに建築物を整備することをいう。以下イにおいて同じ。)する事業 イ 都道府県の補助により市町村(特別区を含む。)が代替施設を整備する事業。なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン(4の(3)のただし書きに該当する場合を除く。)の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。 (4) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。 ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費 (5) その他			
--	--	--	--

ア 広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。 イ 代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。 ウ 代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。			
6 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 (1) 事業の目的 高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。 (2) 用語の定義 この6において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 都市部等 次に掲げる市町村（特別区を含む。）をいう。 (ア) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村 (イ) (ア)のほか、要介護高齢者、独	a（小規模な介護施設等） (1) 定員 29 人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） (2) 定員 29 人以下の介護老人保健施設 (3) 定員 29 人以下の介護医療院 (4) 定員 29 人以下の養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム） (5) 定員 29 人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるに限る。） (6) 都市型軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (11) 認知症対応型デイサービスセンター	b（大規模な介護施設等） (1) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） (2) 定員 30 人以上の介護老人保健施設 (3) 定員 30 人以上の介護医療院 (4) 定員 30 人以上の養護老人ホーム (5) 定員 30 人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） (6) 定員 30 人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補

居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村 イ 小規模な介護施設等 第2欄のaに掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。 ウ 大規模な介護施設等 第2欄のbに掲げるものをいう。 エ 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、別表1の2の本事業の項に掲げるものをいう。 なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、 ・ 当該小規模な介護施設等が所在する市町村と都道府県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合 ・ 当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合 については、知事の判断を得た上で移転を伴う転換を行うことも可能である。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（3）のただし書きに該当する場合を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。 また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。 （3）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対	（12）介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。） （13）地域包括支援センター （14）生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む。）以下同じ。） （15）虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ （16）介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）	助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
---	---	--

象としないものとする。 ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費 (4) その他 ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。 (ア) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名 (イ) 現に実施している介護サービス事業等 (ウ) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。） (エ) 生産性向上に資する計画 (オ) 転換後10年間の事業計画 (カ) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み） イ 次に掲げる場合は、本事業の対象としない。 (ア) 市町村の長又は知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合 (イ) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと (ウ) 転換後において、介護職員等処遇	(17) 定員 29 人以下の介護付きホーム（老人福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）		
--	--	--	--

改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと ウ 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。 エ 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。			
7 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業 （１）事業の目的 介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。 （２）用語の定義 この7において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。 （ア）離島振興法（昭和28年法律第72号）	a（大規模な介護施設等） （１）定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） （２）定員 30 人以上の介護老人保健施設 （３）定員 30 人以上の介護医療院 （４）定員 30 人以上の養護老人ホーム （５）定員 30 人以上のケアハウス（軽費老人ホーム A 型及び B 型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） （６）定員 30 人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	b（小規模な介護施設等） （１）定員 29 人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） （２）定員 29 人以下の介護老人保健施設 （３）定員 29 人以下の介護医療院 （４）定員 29 人以下の養護老人ホーム （５）定員 29 人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） （６）定員 29 人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） （７）都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム （８）1（地域密着型サービス等整備助成事業）の第2欄に掲げる対象施設等（（１）から（７）までに掲げるものを除く。）	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負額の2.6％に相当する額を限度額とする。）。

第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 (イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 (ウ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 (エ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 (オ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 (カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 (キ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 (ク) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 (ケ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域 (コ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島 (サ) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項の規定により指定された水源地域 (シ) 厚生労働大臣が定める特例住宅介			ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
--	--	--	--

護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）に定める地域（（ア）から（サ）までに掲げる地域を除く。） イ 大規模な介護施設等 第2欄のaに掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が適当と認めるものを含む。以下この7において同じ。）するものをいう。 ウ 小規模な介護施設等 第2欄のbに掲げるものをいう。 エ ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、別表1の2の本事業の項に掲げるものをいう。 （ア）大規模な介護施設等の定員を1割以上減少させるもの（減少の結果、定員が29人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。） （イ）小規模な介護施設等（第2欄のbの（1）から（5）までに掲げるものに限る。）の定員を1割以上減少させるもの （ウ）小規模な介護施設等（第2欄の（6）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮			
--	--	--	--

小をいう。)させるもの なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。 また、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、知事の判断を得た上で移転を伴うダウンサイジングを行うことも可能である。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（3）のただし書きに該当する場合を除く。）である場合は本事業の対象とならない。 さらに、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この7において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。 （3）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。 ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費 （4）その他 ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による補助の場合は市町村の長）に提出するもの			
---	--	--	--

とする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。 （ア）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名 （イ）現に実施している介護サービス事業等 （ウ）ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。） （エ）生産性向上に資する計画 （オ）転換後10年間の事業計画 （カ）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み） イ 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。 （ア）市町村の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合 （イ）ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと （ウ）ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと			
---	--	--	--

(エ) 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。			
8 介護施設等の集約・再編支援事業 (1) 事業の目的 高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。 (2) 用語の定義 この8において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 都市部等 6（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）の（2）のアの定めるところによる。 イ 中山間・人口減少地域等 7（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）の（2）のアの定めるところによる。 ウ 介護施設等 第2欄に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。 エ 集約・再編 第2欄に掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（（1）から（6）に掲げるものについては定員29人以下と	(1) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。） (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院 (4) 養護老人ホーム (5) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） (6) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） (7) 都市型軽費老人ホーム (8) 認知症高齢者グループホーム (9) 小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 認知症対応型デイサービスセンター (13) 介護予防拠点 (14) 地域包括支援センター (15) 生活支援ハウス (16) 緊急ショートステイ (17) 施設内保育所	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

定員30人以上でそれぞれ1とする。)と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、別表1の2の本事業の項に掲げるものをいう。 (ア) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合 (イ) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合(原則として合築又は同一敷地内のものに限る。) 集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域(これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。)とすることとする。 なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(4の(3)のただし書きに該当する場合を除く。)である場合は本事業の対象とならな		
---	--	--

い。 また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この８において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。 （３）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。 ア 土地の買収又は整地に要する費用 イ 設備整備に係る経費 （４）その他 ア 本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による補助の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。 （ア）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名 （イ）現に実施している介護サービス事業等 （ウ）集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。） （エ）生産性向上に資する計画 （オ）転換後10年間の事業計画 （カ）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み） イ 次に掲げる場合は、本事業の対象としない。 （ア）市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると		
--	--	--

認める場合 (イ) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと (ウ) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと ウ 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。		
--	--	--

別表 1 の 2 地域密着型サービス等整備等助成事業における整備区分等について

第 1 事業・整備区分	第 2 整備内容
地域密着型サービス等整備助成事業	
創設（開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（増床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をする。
改築（再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※ 3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をする。 （一部増改築を含む。） ※ 1、※ 2 について同上。
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（注）	
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	
増築（床）	定員 29 人以下の特別養護老人ホームを 30 人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増改築	定員 29 人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員 30 人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設（開設）	定員 29 人以下の介護老人保健施設から定員 30 人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。
介護施設等の集約・再編支援事業	
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存の介護施設等に移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

（注）「大規模修繕」及び「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかは問わない。

別表１の３ 地域密着型サービス等整備等助成事業の補助単価等について

第1 区分	第2 補助単価	第3 単位
地域密着型サービス施設等の整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内の範囲で知事が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で知事が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,480千円以内で知事が定める額	施設数
生活支援ハウス	44,100千円以内で知事が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円以内で知事が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護施設等の合築等		
別表1の1の1の第2欄に掲げる施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,400千円以内で知事が定める額	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。

公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な介護医療院		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム		2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム		2,210千円以内の範囲で知事が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム		15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		7,330千円以内で知事が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所		15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター		14,800千円以内で知事が定める額	施設数
介護予防拠点		11,000千円以内で知事が定める額	施設数
地域包括支援センター		1,480千円以内で知事が定める額	施設数
生活支援ハウス		44,100千円以内で知事が定める額	施設数
緊急ショートステイ		1,480千円以内で知事が定める額	整備床数
施設内保育施設		14,800千円以内で知事が定める額	施設数
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護老人保健施設		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム		2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム		11,000千円以内で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業（注）			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護老人保健施設		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院		25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム		2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数

中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内の範囲で知事が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で知事が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,480千円以内で知事が定める額	施設数
生活支援ハウス	44,100千円以内で知事が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円以内で知事が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の集約・再編支援事業（注）		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内の範囲で知事が定める額	整備床数

認知症高齢者グループホーム	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で知事が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で知事が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
介護予防拠点	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,480千円以内で知事が定める額	施設数
生活支援ハウス	44,100千円以内で知事が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,480千円以内で知事が定める額	整備床数
施設内保育施設	14,800千円以内で知事が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,960千円以内で知事が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で知事が定める額	整備床数
介護施設等の合築等		
別表１の１の１の第２欄に掲げる施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で知事が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

（注）指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額

別表 2 の 1 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業について

第 1 補助対象事業	第 2 補助対象経費
1 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）に対して、県又は県から交付された補助金を財源の全部若しくは一部として市町村が補助する事業。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援 介護施設等において、別表 1 の 2 の介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業の項に記載の「施設の一部改修」又は「施設の付帯設備の改造」に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業。 なお、本事業においては、介護ロボット・ICT 以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入に必要な経費（令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する）。
3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業 市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。 実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。 （1）介護予防拠点（別表 1 の 1 の 1 の助成を受けているかは問わない。）における下記の経費を支援する事業 - 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費） - 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費 （2）体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。 （3）本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1 か所につき 1 回限りとする。	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

別表２の２ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助単価等について

第 1 区分	第 2 補助単価	第 3 単位
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時に必要な経費		
定員30名以上の広域型施設等（注 1）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円以内で知事が定める額	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,200千円以内で知事が定める額	施設数
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）		
定員29名以下の地域密着型施設等（注 2）		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円以内で知事が定める額	定員数 （小規模多機能型 居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業 所にあつては宿泊 定員数とする。）
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	17,400千円以内で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
都市型軽費老人ホーム	520千円以内で知事が定める額	定員数
小規模な養護老人ホーム		
施設内保育施設	5,200千円以内で知事が定める額	施設数
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費		
定員30名以上の広域型施設等		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円以内で知事が定める額	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		

	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
定員29名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円以内で知事が定める額	定員数 （小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。）
	小規模な介護老人保健施設		
	小規模な介護医療院		
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円以内で知事が定める額	施設数
	都市型軽費老人ホーム	260千円以内で知事が定める額	定員数
	小規模な養護老人ホーム		
	施設内保育施設	2,600千円以内で知事が定める額	施設数
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			
	介護予防拠点	124千円以内で知事が定める額	1 か所

（注１）補助対象施設が政令指定都市に所在する場合には、県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

（注２）県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。

別表 3 の 1 定期借地権設定のための一時金の支援事業

第 1 補助対象事業	第 2 補助対象経費
定期借地権設定のための一時金の支援事業 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、民間事業者が、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払った一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業を対象とする。 また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 1 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 2 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 3 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 さらに、施設等用地には、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地も含む。	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

別表 3 の 2 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助単価等について

第 1 区分	第 2 補助単価	第 3 補助率
本体施設 定員30名以上の広域型施設 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 定員29名以下の地域密着型施設等 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 合築・併設施設 定員29名以下の地域密着型施設等 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額）の 2 分の 1	2 分の 1

別表４の１ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業について

第１ 補助対象事業	第２ 対象施設	第３ 補助対象経費
１ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 民間事業者が行う第２欄に掲げる施設のユニット化改修に要する経費に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業。 なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。	いずれも定員規模は問わない。 (１) 特別養護老人ホーム (２) 介護老人保健施設 (３) 介護医療院	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
２ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室について、居住環境の質を向上させるために、民間事業者がプライバシー保護のための改修を行う費用に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業。 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 １人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。 また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも定員規模は問わない。）	
３ 介護施設等における看取り環境整備推進事業 第２欄に掲げる施設において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。 なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。 また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則	いずれも定員規模は問わない。 (１) 特別養護老人ホーム (２) 介護老人保健施設 (３) 介護医療院 (４) 養護老人ホーム (５) 軽費老人ホーム (６) 認知症高齢者グループホーム (７) 小規模多機能型居宅介護事業所 (８) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	（９）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	
４ 共生型サービス事業所の整備推進事業 障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、右記の共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	いずれも定員規模は問わない。 （１）通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） （２）短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） （３）小規模多機能型居宅介護事業所 （４）看護小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

別表４の２ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助単価等について

第 1 区分	第 2 補助単価	第 3 単位
既存施設のユニット化改修		
「個室→ユニット化」改修	1,480千円以内で知事が定める額	整備床数
「多床室→ユニット化」改修	2,960千円以内で知事が定める額	
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円以内で知事が定める額	整備床数
介護施設等の看取り環境の整備		
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,330 千円以内で知事が定める額	施設数
共生型サービス事業所の整備		
・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,290 千円以内で知事が定める額	事業所数

別表5の1 民有地マッチング事業について

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする事業。

実施主体は市町村とし、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、市町村において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

第1 補助対象事業	第2 補助対象経費
1 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。 (1) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適切な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で選定を行うこと。 (2) (1) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。 (3) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。 (4) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。 (5) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
2 整備候補地等の確保支援 介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。 (1) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。 (2) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。 (3) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。 (4) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。 (5) 介護施設等の用に供することが決定した際には、(1) の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。	

3 地域連携コーディネーターの配置支援 介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを、市町村又は介護施設等に配置する。 (1) 本事業の実施にあたっては、担当職員を配置すること。 (2) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施にあたっては、県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など県及び市町村と連携するとともに、県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。 (3) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
---	--

別表 5 の 2 民有地マッチング事業の補助単価等について

第 1 区分	第 2 補助単価	第 3 単位
民有地マッチング事業		
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930千円以内で知事が定める額	自治体
整備候補地等の確保支援	5,670千円以内で知事が定める額	
地域連携コーディネーターの配置支援	5,540千円以内で知事が定める額	1 か所

別表 6 の 1 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業について

第 1 補助対象事業	第 2 対象施設	第 3 補助対象経費
1 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。 (注) 県から事業者への直接補助事業とする。	いずれも定員規模は問わない。 (1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院、介護療養型医療施設 (4) 養護老人ホーム (5) 軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 有料老人ホーム (10) サービス付き高齢者向け住宅 (11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (12) 生活支援ハウス	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
2 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 (1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入り口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。 (2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。 (3) 家族面会室の整備等経費支援 介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2 方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、	いずれも定員規模は問わない。 (1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院、介護療養型医療施設 (4) 養護老人ホーム (5) 軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 有料老人ホーム (10) サービス付き高齢者向け住宅 (11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (12) 生活支援ハウス	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。 （注）いずれも県から事業者への直接補助事業とする。		
3 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための、個室化に要する改修を行う事業を対象とする。 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。 また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	いずれも定員規模は問わない。 （１）特別養護老人ホーム （２）介護老人保健施設 （３）介護医療院 （４）養護老人ホーム （５）軽費老人ホーム （６）認知症高齢者グループホーム （７）小規模多機能型居宅介護事業所 （８）看護小規模多機能型居宅介護事業所 （９）有料老人ホーム （１０）短期入所生活介護事業所 （１１）生活支援ハウス	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表６の２ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助単価等について

第 1 区 分	第 2 補助単価	第 3 単位	第 4 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340 千円	知事が認めた台数(定員数を上限とする。)	3 分の 1
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,240 千円	1 か所	
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,410 千円	1 か所	
家族面会室の整備等経費支援	4,330 千円	施設・事業所	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,220 千円	定員数	

別表 7 の 1 介護職員の宿舎施設整備事業について

第 1 補助対象事業	第 2 対象施設	第 3 補助対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業 介護人材（外国人を含む。）を確保するため、対象施設の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。 1 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の 1 人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、第 2 欄に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 ㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。 2 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。 3 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。 4 入居者については、第 2 欄に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の 2 割以内）において、当該職員の家族等や第 2 欄に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。 5 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。 （注）県から事業者への直接補助事業とする。	いずれも定員規模は問わない。 （1）特別養護老人ホーム （2）介護老人保健施設 （3）介護医療院 （4）特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス （5）認知症高齢者グループホーム （6）小規模多機能型居宅介護事業所 （7）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 （8）看護小規模多機能型居宅介護事業所 （9）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表 7 の 2 介護職員の宿舎施設整備事業の整備区分等について

第 1 整備区分	第 2 整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※ 1、※ 2 について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

別表 7 の 3 介護職員の宿舎整備事業の配分基準等について

第 1 区 分	第 2 配分基準	第 3 補助率
特別養護老人ホーム	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積 33 ㎡ （バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。） ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	3 分の 1
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		

別表 8 加算の措置について

第 1 区分	第 2 対象施設の種類	第 3 加算額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	特別養護老人ホーム	補助単価に 0.30 を乗じた額
地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	特別養護老人ホーム	補助単価に 0.30 を乗じた額
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 生活支援ハウス	補助単価に 0.32 を乗じた額

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。ただし、平成 27 年度からの継続事業及び繰越事業に係る補助金については、なお、従前の例による。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行し、平成 29 年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年 6 月 7 日から施行し、令和元年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月8日から施行し、令和2年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。ただし、別表6の1の補助対象事業3の「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」については、令和2年4月30日以降に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和5年1月24日から施行し、令和4年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。ただし、別表2の1の補助対象事業2の「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援」及び、別表8の区分「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）」については、令和4年6月17日以降に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和5年9月7日から施行し、令和5年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和6年10月21日から施行し、令和6年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。
附 則

1 この要綱は、令和7年11月12日から施行し、令和7年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。なお、令和7年度中に実施する事業のうち改正前の要綱による申請によってこの要綱の改正前に交付決定したものについて、改正後の要綱の適用により補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容に変更等が生じる場合は、変更の理由が生じた後速やかに申請し知事の承認を受けなければならない。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。